

報 告 書

令和 7 年 12 月 25 日

奈良県政府調達苦情検討委員会

奈良県政府調達苦情検討委員会は、令和7年第1号苦情申立てについて、本委員会の報告書を別紙のとおりとする。

令和7年12月25日

奈良県政府調達苦情検討委員会
委員長 戸城 杏奈

(別紙)

令和7年第1号

報告書

苦情申立人 匿名

関係調達機関 奈良県奈良市登大路町30番地
奈良県（総務部知事公室消防救急課）
代表者 奈良県知事 山下 真

目 次

第1 苦情申立人及び関係調達機関が求める判断

第2 事案の概要

第3 提出資料

第4 争点について

第5 争点に係る主張

1 争点1について

2 争点2について

3 争点3について

第6 当委員会における検討の経緯

第7 当委員会の判断

1 改正協定の適用について

2 本件申立ての適法性について

3 争点1について

4 争点2について

5 争点3について

第8 結論

第1 苦情申立人及び関係調達機関が求める判断

1 苦情申立人

関係調達機関が行った「新奈良県救急医療管制システム開発・運用保守業務委託」の調達に係る総合評価落札方式一般競争入札（以下「本件入札」という。）に係る入札手続について、落札者が本件入札に必要な条件を満たしていないこと及び本件入札における評価が落札者決定基準に照らして最も有利である者を決定していないことから、本件入札を無効として新たな調達手続を行うなどの対応を関係調達機関に提案することを求める。

2 関係調達機関

本件入札において、競争入札参加資格を満たした者のうちから、あらかじめ示した落札者決定基準に照らして最も有利である者を選定しており、本件入札は有効に成立していることから、苦情申立人の苦情申立て（以下「本件申立て」という。）は認められない。

第2 事案の概要

1 令和7年6月30日、関係調達機関は、本件入札の公告を行った。

本件入札の目的は、奈良県が平成25年から開発・運用している「奈良県救急医療管制システム」の内容を基礎とし、さらなる運用効果の向上を目的に「新奈良県救急医療管制システム」（以下「新システム」という。）の構築を行うものであり、新システムの開発、消防OAシステムとの連携、新システムの運用保守、これらに係る付帯作業及びソフトウェアライセンス等を内容とし、令和8年3月までにシステム構築、同年4月から令和12年3月まで運用保守を行うこととされている。

2 令和7年7月15日の競争入札参加資格の確認申請期限までに、苦情申立人及びA社（以下、両者を合わせて「本件入札参加者」という。）から関係調達機関に、競争入札参加資格確認申請書類（以下「申請書類」という。）の提出があった。

3 関係調達機関による申請書類の審査の結果、本件入札参加者は競争入札に参加する者に必要な資格を満たしていることを確認したことから、同年8月4日、関係調達機関は本件入札参加者にそれぞれその旨を通知した。

4 同月8日の提案書提出期限までに、本件入札参加者から関係調達機関に提案書が提出された。

5 本件入札の業者の選定に関する審査については、「新奈良県救急医療管制システム開発・運用保守業務委託選定評価委員会設置要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、新システムに係る専門分野を所管する部署の幹部職員5名で構成される「新奈良県救急医療管制システム開発・運用保守業務委託選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）により実施している。

- 6 同月 22 日、関係調達機関は、選定評価委員会を開催し、本件入札参加者による提案内容のプレゼンテーションを実施し、プレゼンテーション終了後に選定評価委員会委員（以下「評価委員」という。）が技術点の評価を行い、選定評価委員会事務局（以下「事務局」という。）である関係調達機関が、評価項目ごとの評価委員 5 名の平均点（小数第一位を四捨五入）にそれぞれ項目加重点を乗じて、本件入札参加者の技術点合計を算出した。
- 7 同月 25 日、開札により本件入札参加者の価格点が明らかとなり、事務局はあらかじめ算定した技術点に価格点を加算する方法により、総合点を算出した。
- 8 同月 26 日、事務局が新システムに関連する専門分野の学識経験者 2 名に対し、技術点及び価格点の結果を提示して意見聴取を実施したところ、いずれの学識経験者からも特に問題ない旨の回答を得た。
- 9 同月 27 日、学識経験者の意見聴取を踏まえ、選定評価委員会を持ち回り開催し、関係調達機関は総合点の評価点数順位が 1 位であった A 社に落札決定した。
- 10 同月 28 日、関係調達機関は、本件入札参加者に対して入札結果通知書を発出した。
- 11 同月 29 日、入札結果について関係調達機関が苦情申立人に架電し、①苦情申立人は落札できなかったこと、②落札者と苦情申立人の点差が 8.5 点差であったこと、③点差が大きかった項目が緊急度判定、搬送先選定であったこと、④苦情申立人の独自提案は高得点であったこと、⑤入札結果の公表について、技術点の評価項目ごとの点数を含む入札結果を後日関係調達機関のホームページに掲載する予定であることを説明した。
- 12 同年 9 月 25 日、関係調達機関は A 社と業務委託契約を締結した。
- 13 同月 29 日、苦情申立人が関係調達機関に架電し、入札結果の公表時期について問い合わせた。関係調達機関は、公表に向けた事務を進めているところであり、内部決裁に時間を要している旨を説明した。
- 14 同年 10 月 1 日、苦情申立人は関係調達機関に対し、「苦情申立てに関する協議の申入書」（以下「申入書」という。）を郵送し、本件入札に係る評価プロセスについて重大な疑義があるとし、①価格点及び技術点の評価プロセスの詳細開示（評価委員ごとの採点根拠を含む。）、②本件入札の落札決定に係る評議に関し、議事録に基づいた説明を求めるとして、協議を申し入れた。
- 15 同月 7 日、関係調達機関のホームページにおいて、本件入札参加者（ただし、落札者とならなかった苦情申立人の会社名は非公表）の入札金額、価格点、技術点、総合点及び順位を記載した入札結果が公表された。
- 16 同月 8 日、関係調達機関は、前日に公表した入札結果の一部に記載の誤りがあったとして、「項目評価点の表記に誤りがありましたので修正しております（10 月 8 日）」と注記した上で、ホームページ掲載データの差替えを行った。

- 17 同月 10 日、関係調達機関は、申入書において苦情申立人から開示を求められていた事項に対する回答として、評価委員ごとの評価点数内訳が分かる提案書評価集計表、選定評価委員会の結果についての記録、学識経験者の意見聴取についての記録、関係調達機関のホームページに掲載した開札録及び入札結果を苦情申立人に送付した。
- 18 同月 14 日、苦情申立人は、当委員会に対して、本件申立てを行った。
- 19 同月 17 日、関係調達機関は、本件入札の落札者等を決定したことについて公示を行った。
- 20 同月 27 日、当委員会は、本件申立てを受理した。
- 21 同月 31 日、当委員会は、本件申立てを受理した旨を公示した。

第 3 提出資料

1 苦情申立人

- (1) 令和 7 年 10 月 14 日付け 苦情申立書及び添付資料
- (2) 令和 7 年 11 月 10 日付け 苦情検討要望書
- (3) 令和 7 年 11 月 27 日付け 苦情申立てに関する内容確認照会に対する回答書

2 関係調達機関

- (1) 令和 7 年 10 月 20 日付け 政府調達に関する苦情申立てへの回答書について（回答）及び添付資料
- (2) 令和 7 年 10 月 29 日付け 苦情に係る調達に関する報告書及び添付資料
- (3) 令和 7 年 11 月 27 日付け 苦情申立てに関する照会について（回答）及び添付資料

第 4 争点について

本件申立ての争点は、次のとおりである。

- 1 本件入札の落札者が公示及び入札説明書において事前に特定した条件を満たしたかどうかについて、政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）第 8 条第 3 項(b)及び第 15 条第 4 項に違反するものであったか（以下「争点 1」という。）。
- 2 本件入札の落札者として、公示及び入札説明書に定める総合評価落札方式一般競争入札の落札者決定基準に照らして最も有利である者を決定したかどうかについて、改正協定第 15 条第 5 項(a)に違反するものであったか（以下「争点 2」という。）。
- 3 落札決定から入札結果の公表までに時間を要したことや公表した資料の記載の誤りからデータの差替えが生じたことについて、本件入札の技術点の評価に何らか

の操作が行われたものであったか（以下「争点3」という。）。

第5 争点に係る主張

1 争点1について

(1) 苦情申立人の主張

ア 関係調達機関は、本件入札の入札説明書において提示した「新奈良県救急医療管制システム開発・運用保守業務委託に関する仕様書」（以下「本件仕様書」という。）の別添「セキュリティ詳細要件」の「5. 各種ガイドライン」において「(3) ISMAP あるいは ISO27017 をサービスとして取得していること」（以下「当該認証取得」という。）を本件入札の必須要件としている。

イ 公表資料ではA社の当該認証取得が確認できないことから、A社は本件入札の参加条件をそもそも充足しておらず、関係調達機関は実際の当該認証取得の状況を確認することなく落札者を決定したものであることから、裁量を逸脱する入札手続の瑕疵があり、本件入札は無効である。

(2) 関係調達機関の主張

ア 仕様書とは、これから開発を行うシステムの機能や動作、性能などを明確に定義した文書であり、本件仕様書の別添「セキュリティ詳細要件」に記載した当該認証取得の条件は、新システムを開発する上で準拠すべきガイドラインとして示したものである。

イ 一方で、本件入札に参加する者に必要な資格は、本件入札の入札説明書に規定しているが、苦情申立人が主張している当該認証取得は要件として記載していない。

ウ 当該認証取得は、いずれもクラウドサービスの運用段階における情報セキュリティ管理策として定められ、サービス提供中に必要とされるものであり、関係調達機関としては、今回開発する新システムの運用開始までに当該認証取得を行えば、本件仕様書の内容が履行されるものと考えられることから、本件入札の公告時において本件仕様書に記載された当該認証取得がなかったとしても、そのことをもって入札参加資格を満たさずに本件入札が無効となることはない。

エ また、本件仕様書で定める要件を本件入札参加者自らが実現可能かどうかを記載して関係調達機関に提出する「要件具備確認表」においても、「セキュリティ詳細要件」を確認している。「要件具備確認表」の各項目は今回開発にあたり備えるべき機能要件を列挙するものである。これにより、入札参加者は、関係調達機関が当該認証取得を新システム整備において準拠すべきガイドラインとして位置付けていることを十分に認識することができる。

2 争点2について

(1) 苦情申立人の主張

ア 本件入札の評価項目のうち、「セキュリティ詳細要件」を含む「要件具備」の評価において、当該認証取得は必須要件とされているところ、関係調達機関が苦情申立人に説明した内容からすると、A社の自己申告により要件具備を確認し、選定評価委員会の審査に当たっては、事務局があらかじめ満点である5点を印字して提案書評価表（以下「本件評価表」という。）を作成している。このことは、評価委員の裁量に基づく採点の実質的なプロセスを欠き、評価委員の公平な判断を損なう重大な瑕疵である。

イ 本件入札の評価項目のうち、「類似業務実績」について、公表情報などによるとA社の実績は限定的であると思われる、5点満点評価の根拠が不明である。また、「類似業務実績」の評価項目は、いかなる業務を類似と判断するか、本件入札に係る業務の遂行能力を推測するに足る実績であるかどうかを判定する規範的要件であり、その評価はあらかじめ任命された評価委員の専門的裁量に委ねられるべき項目である。事務局があらかじめ満点である5点を印字して提案書評価表を作成することは、前記アと同じく評価委員の公平な判断を損なう重大な瑕疵である。

ウ 苦情申立人がクラウドサービスに関する情報セキュリティ管理策のガイドライン規格である「IS027017」を取得しているのに対して、A社は「ISO/IEC27001」の認証取得にとどまっていると思われる。そうであるにも拘わらず、本件入札の評価項目のうち「セキュリティ要件」において、苦情申立人が劣後の評価となっているのは合理性に欠ける。

エ その他本件入札の評価項目のうち、「事案作成」、「傷病者詳細情報登録」、「搬送先選定」、医療機関用の「患者情報一覧機能」について、A社に比べて苦情申立人の評価が劣後となった具体的な根拠が不明である。また、行政機関用の「データダウンロード機能」については苦情申立人の評価が優位であるのに、それと関連する「消防データ編集」では苦情申立人が劣後の評価となっており、機能に関する評価の整合性に疑義がある。

オ 以上のことから、本件入札は無効である。

(2) 関係調達機関の主張

ア 本件入札の評価項目のうち、「類似業務実績」及び「要件具備」（以下「事前整理項目」という。）については、いずれも客観的に要件を満たしているかを確認する項目であり、本件入札参加者から提出された「要件具備確認表」の記載をもとに事務局が事前に確認を行い、該当する点数をあらかじめ本件評価表に記載している。

イ 「類似業務実績」とは、国や地方公共団体との契約は、一般的に高い信頼性と適切な業務遂行能力が求められるものであり、契約実績を有すること自体が本件

入札参加者の信用や実績を示す重大な指標となるとの考えから設定している。本件入札においては、本件入札の公告時に公表している本件評価表において、「過去5年間の救急業務系システムに係る開発・運用の実績を記載すること」としており、実績1件につき1点を付与(最大5点満点)という評価基準により配点し、本件入札参加者はいずれも5点の評価を受けている。

ウ 「要件具備」とは、関係調達機関が本件入札参加者に求める要件を記載した「要件具備確認表」について、本件入札参加者自らが実現可能かどうかを記載するチェックリストである。項目には、必須項目と任意項目があり、必須項目についてすべて実現可能とした場合は3点を付与、必須項目に加えて任意項目の実現可能数が半分未満の場合は4点を付与、必須項目に加えて任意項目の実現可能数が半分以上の場合は5点を付与している。本件入札参加者はいずれも5点の評価を受けている。

エ 提案書の評価方法や評価基準については、外部有識者である学識経験者2名の意見聴取を経て、選定評価委員会において審査した上で、入札公告とともに公表している。

加えて、本件入札参加者から提出された資料に基づき、前記アのとおり事務局があらかじめ該当する点数を本件評価表に記載した事前整理項目については、選定評価委員会において資料を示して内容を説明し、評価委員が評価を実施している。

オ 苦情申立人は、本件入札の評価項目のうち、「セキュリティ要件」について、本件仕様書においてガイドラインとして記載された当該認証取得が必須要件であるとして、評価に疑義があるという。しかし、同評価項目は、当該認証取得の有無だけを採点基準としているのではなく、提案書に記載されたアクセス管理、ウイルス対策、不正アクセス対策等の実装方法及び運用体制について、提案内容の具体性や実現性等を総合的に評価する項目である。

カ 本件入札の公告時に公表している本件評価表に基づいて評価を行っており、公正性かつ透明性の確保に努めている。評価委員ごとの採点表についても、令和7年10月1日付けの苦情申立人からの申入書を受けて、既に開示している。

キ 加えて、本件入札の公告時に、評価のポイントを記載した本件評価表を公表しているほか、本件仕様書等に関する質問回答の手続も設けている。しかし、苦情申立人から質問はなく、苦情申立人は本件入札の公表内容を確認した上で本件入札に参加している。以上のことから、本件入札が無効であるとの苦情申立人の主張は認められない。

3 争点3について

(1) 苦情申立人の主張

本件入札の落札決定について、令和7年8月28日付けで通知された後、開札録及び入札金額、入札参加者の評価点数を記載した「業者選定評価結果」が同年10月7日に関係調達機関のホームページにおいて公表されるまで1か月超を要したことについて合理的な説明がなく、加えて「業者選定評価結果」の公表時において表に記載の誤りがあったとしてホームページ掲載データが差し替えられたことは、評価確定後において技術点の評価に何らかの操作が行われた疑いがあり、本件入札の公正性及び透明性の確保の点から重大な疑義がある。

(2) 関係調達機関の主張

ア 本件入札の落札結果を苦情申立人に通知した際、通知書の郵送に合わせて架電し、入札結果の詳細を口頭で説明するとともに、後日に関係調達機関のホームページにおいて「業者選定評価結果」を公表することを伝えている。

イ 地方公共団体の契約事務において、契約の透明性を確保するために入札結果の公表は必要不可欠であるが、その公表期日については明確に定められていない。一方で、改正協定第16条第2項に基づき、落札者決定後72日以内に落札情報の公示を行うこととされているが、本件入札については同年10月17日付けで公示をしており、改正協定に違反するものではない。

ウ 加えて、苦情申立人からの申入書を受けて、評価委員ごとの採点表を含む入札結果の詳細資料については同月10日付けで苦情申立人に開示している。

エ 関係調達機関のホームページ掲載データに一部誤りがあり差替えを行ったことについては認めるが、事務的なミスによるものであり、評価後において技術点を操作した事実はない。

オ 以上のことから、関係調達機関は、本件入札において公正性及び透明性を確保しており、苦情申立人の主張はいずれも認められない。

第6 当委員会における検討の経緯

令和7年10月27日に第1回委員会を開催し、本件申立ての受理を決定し、検討を開始した。

当委員会は、本件申立てを同日に受理した旨を同月31日に公示した。

当委員会での検討経緯は、次のとおりである。

第1回 令和7年10月27日

第2回 令和7年12月4日

第3回 令和7年12月25日

第7 当委員会の判断

1 改正協定の適用について

関係調達機関は、改正協定附属書 I 付表 2 の地方政府の機関「地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市」に該当することから、改正協定の適用対象となる。また、本件入札は、20 万特別引出権（邦貨換算額 3,600 万円）を超える価格の調達契約に係るものであり、かつ、改正協定第 3 条に該当しないことは明らかであるから、改正協定の適用対象となる。

2 本件申立ての適法性について

(1) 苦情申立ての時期について

「奈良県政府調達に関する苦情の処理手続」（平成 8 年 6 月 28 日奈良県告示第 150 号。以下「処理手続」という。）五の 1 によれば、「供給者は、調達手続のいずれの段階であっても、協定等のいずれかの規定に違反して調達が行われたと判断する場合には、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得た日の翌日から起算して十日以内に、書面により委員会へ苦情を申し立てることができる。」と規定している。

苦情申立人が、本件申立ての原因となった本件入札の「業者選定評価結果」における技術点及び価格点の内訳を確認したのは、関係調達機関がホームページに本件入札の結果を公表した令和 7 年 10 月 7 日が最初である。これに対して、本件申立ては同月 14 日であることから申立期間内に行われたものであり、処理手続五の 4（一）に定める「1 に定める期間経過後に申立てが行われた場合」という却下事由には該当しない。

(2) 本項のまとめ

また、本件申立ては、処理手続五の 4（二）から（五）までに掲げる却下事由のいずれにも該当しないことから、適法になされたものといえる。

3 争点 1 について

(1) 苦情申立人は、本件仕様書の別添「セキュリティ詳細要件」に記載されたガイドラインの当該認証取得を本件入札の落札者である A 社が満たしておらず、本件入札の公示又は入札説明書において事前に特定した入札参加資格がない者に該当し、本件入札の落札決定は改正協定第 8 条第 3 項 (b) 及び第 15 条第 4 項に違反し、無効であると主張していることから、以下検討する。

(2) 本件入札の無効要件について

本件入札が無効となる要件については、本件入札の入札説明書 15(4)において、次のとおり規定されている。

(4) 入札の無効

ア 知事の定める入札条件に違反した入札

イ 入札書に記名押印を欠く入札（代理人の場合、代理人の記名押印を欠

く入札)

- ウ 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- エ 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- オ 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- カ この入札説明書に示した競争入札資格のない者が入札したとき
- キ 入札書の記載価格を加除訂正したとき
- ク その他、入札に関する条件に違反したとき

本件入札が無効となるかどうかは、入札説明書に定める要件に該当するかどうかにより判定することになる。

なお、苦情申立人は、A社が競争入札参加資格の要件を満たしていなかったと主張しているが、それ以外の無効要件の該当性については主張していない。

(3) 本件入札の競争入札参加資格の要件について

入札説明書 15(4)カの「競争入札資格」については、入札説明書 3において、次のとおり規定されている。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目の大分類が「Q役務の提供」、中分類が「2電算業務」、小分類が「①システム開発」で登録をしている者であること（ただし、入札参加資格確認申請書提出時点において登録が認められていれば可とします。）。
- (4) 過去5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）に、国または地方公共団体と情報システムの開発業務または運用業務に関する契約（元請）を締結した実績（実証事業を除く）を有する者であること。
- (5) 登記簿に登録された事務所等が奈良県内にある者であること。
- (6) この公告に示した調達役務の規格に合致した役務を確実に履行し得る者であること。

本件入札参加者は、関係調達機関にそれぞれが申請書類を提出し、関係調達機関による審査の結果、競争入札参加資格を満たしているとの通知を受けている。

以上のことからすると、当該認証取得は、競争入札参加資格の要件ではない。

(4) 「セキュリティ詳細要件」が競争入札参加資格に該当するかについて

苦情申立人は、本件仕様書の別添「セキュリティ詳細要件」にガイドラインとして記載された当該認証取得について、本件入札の必須要件であり競争入札参加資格であると主張する。

しかし、本件仕様書の別添「セキュリティ詳細要件」は、あくまで今回開発する新システムが準拠すべき基準であるにすぎない。

(5) 本件仕様書に記載された要件充足の有無と本件入札の有効性について

今回開発する新システムについて、当該認証取得は契約上の履行義務であり、取得できない場合は契約内容の不完全履行として処理されるべき性質のものであって、そのこと（履行段階の問題）と本件入札の成立の有効性（入札段階の問題）とは法的な局面を異にする。

(6) 本項のまとめ

以上のことから、A社は本件入札の競争入札参加資格を有していたことは明らかであって、改正協定第8条第3項(b)及び第15条第4項に違反するとの苦情申立人の主張は認められない。

4 争点2について

(1) 苦情申立人は、関係調達機関が本件入札の落札者として、公示及び入札説明書に定める総合評価落札方式一般競争入札の落札者決定基準に照らして最も有利である者を決定したかどうかについて、事務局があらかじめ評価項目の一部の点数を本件評価表に記入するなどし、評価委員の専門的裁量による評価の余地を奪い、評価委員の公平な判断を損なう重大な瑕疵があったと主張していることから、以下検討する。

(2) 本件入札における評価基準及び評価結果の決定プロセスについて

ア 評価基準の決定について

本件入札の総合評価落札方式一般競争入札の実施において、評価基準は、システムや救急医療を専門とする外部の学識経験者に意見聴取を行った上で、救急医療、危機管理、システム等の専門分野を所管する部署の幹部職員である評価委員で構成される選定評価委員会での審査により決定している。そして、本件入札の公告時に公表している。

イ 選定評価委員会の審査について

苦情申立人は、評価委員による技術点の評価の際に、事務局が本件評価表に事前に点数を記入していた事前整理項目について、評価委員の専門的裁量による評価が排除された旨を主張している。要綱によると、審査はあくまで選定評価委員会が行うものとされており、事務局が事前に実績数や項目数を数えて計算するなどして点数をあらかじめ記入していた事前整理項目についても、選定評価委員会に変更することが可能であった。本件入札においては、選定評価委員会で事務局

はその内容について資料を示して説明しており、評価委員は事前整理項目も含めた全体について評価していることから、評価委員の専門的裁量による評価が排除されたとは認められない。

ウ 評価結果の決定について

前記イの評価については、本件入札参加者から提出された提案書をもとに実施されたプレゼンテーションの内容を踏まえ、前記アのとおり事前に公表された評価基準に沿って、評価委員がその専門的見地から技術点の評価を行っている。加えて、事務局は学識経験者に意見聴取を行い、その評価結果について問題ないとの回答を得ており、最終的に選定評価委員会で審査の上、落札決定している。この一連の評価プロセスは、入札に関する各種規程に従った適正なものとして認められる。

(3) その他の評価項目についての評価の優劣について

苦情申立人は、その他の評価項目についても、A社との評価の優劣について疑義を述べているが、いずれの主張についても認められない。なぜならば、本件入札の評価結果は前記(2)のとおり適正な評価プロセスを経ており、そのほかにも本件入札が無効となる不自然又は不合理な事実も認められないためである。

(4) 本項のまとめ

以上のことから、関係調達機関は、公示及び入札説明書に定める総合評価落札方式一般競争入札の落札者決定基準に照らして落札者を決定しており、評価プロセスに違法性は認められず、改正協定第15条第5項(a)に違反するとの苦情申立人の主張は認められない。

5 争点3について

(1) 苦情申立人は、本件入札の落札決定について、令和7年8月28日付けで通知された後、開札録及び入札金額、入札参加者の評価点数を記載した「業者選定評価結果」が同年10月7日に関係調達機関のホームページにおいて公表されるまで1か月超を要したことについて合理的な説明がなく、加えて「業者選定評価結果」の項目表示において表に記載の誤りがあったとしてホームページ掲載データが差し替えられたことは、評価の確定後において技術点の評価に何らかの操作が行われた疑いがあり、本件入札の公正性及び透明性の確保の点から重大な疑義があるとも主張していることから、以下検討する。

(2) 落札決定から入札結果公表まで1か月超を要したことについて

ア 関係調達機関は、令和7年8月27日付けで落札決定を行い、同月29日に架電により苦情申立人に口頭でも連絡をしている。加えて、本件入札の開札録及び入札結果について、関係調達機関のホームページにおいて落札決定から1か月あまり後に公表している。

この経緯については、苦情申立人が同年9月29日に関係調達機関に問い合わせをした際に、10月中旬までには公開する予定であるが内部決裁に時間を要している旨の説明が行われており、実際に同年10月7日に関係調達機関のホームページにおいて公表されている。

イ 一方で、関係調達機関が主張しているように、本件入札を行うにあたり、入札結果の公表時期は法令で規定されていない。

ウ 以上のことからすると、本件入札に係る入札結果の公表時期が落札決定から1か月超を要したとしても、違法な手続とは認められないことから、これをもって本件入札が無効となる理由には当たらない。

(3) 公表された入札結果データに記載の誤りがあり、差替えが行われたことについて

ア 関係調達機関は、令和7年10月7日に関係調達機関のホームページに掲載した入札結果データのうち、「業者選定評価結果」の苦情申立人の「項目評価点」の列について、項目加重点を乗じた後の数値を誤って記載していたことから、表記に誤りがあったので差し替える旨を明らかにした上で、翌日にホームページ掲載データの差替えを行った。

イ 苦情申立人は、このことをもって技術点の評価に操作が加えられた可能性がある旨を主張しているが、差し替えられた内容は関係調達機関から苦情申立人に対して説明されているとおりであり、特定項目の点数や総合点については何ら変更がなく、単に記載の誤りを修正したというだけであり、技術点の評価に操作が加えられたとは認められない。

ウ 以上のことからすると、入札結果データに記載の誤りがあったためにホームページ掲載データが差替えとなった事実があったものの、その経過も含めて差替えの理由が明らかにされており、違法な手続とは認められず、そのことをもって本件入札が無効となる理由には当たらない。

(4) 本項のまとめ

以上のことから、本件入札の手続において、落札決定から入札結果の公表に1か月超を要したことや、公表された入札結果データが記載の誤りにより差し替えられた事実をもって、本件入札が無効となる理由はなく、苦情申立人の主張は認められない。

第8 結論

以上のことから、本件入札の手続が改正協定に違反するとの苦情申立人の主張は認められず、本件入札を無効として新たな調達手続を行うなどの対応を求めるとの本件申立ては認められない。

ただし、次の点を付言する。令和7年8月29日に関係調達機関が苦情申立人に連絡した際、後日に入札結果をホームページにおいて公表することを説明していた。この点

について、入札手続の透明性及び公平性の確保の観点からも、関係調達機関はできる限り速やかに公表すべきであった。また、正確に実施すべき入札手続において、記載の誤りなどがないよう慎重を期することは言うまでもない。

このような事務的ミスによって、苦情申立人に本件入札の有効性について疑念を生じさせる結果となった。今後、関係調達機関においては、改正協定違反との疑念を生じさせる余地のないように、入札手続を慎重かつ確実に実施することを強く求める。

令和7年12月25日

奈良県政府調達苦情検討委員会

委員長 戸城 杏奈

委員長職務代理 若林 三奈

委員 佐々木 東吾

委員 西村 香苗

委員 岩垣 真人